

平成 28 年 2 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

PwC あらた監査法人 品質管理本部  
アカウンティング・サポート部

「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」の公開草案に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 27 年 12 月 10 日付で公表されました企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下、本公開草案）について、コメントを表明する機会をいただきお礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

私どもは、以下に記載する個別の意見を除き、決算日において国会で成立している税法（本公開草案で定義される「法人税法等」および「地方税法等」（以下、「税法」））に基づく税率により繰延税金資産および繰延税金負債の金額の計算を行うという本公開草案の提案に同意する。わが国の税法を制定する枠組みでは、税法を改正するための法律は、国会で可決された時点から公布されるまでの手続きの過程において事実上変更が加えられる可能性はないものと考えられる。このため、決算日において国会で成立している税法に基づく税率により繰延税金資産および繰延税金負債を測定することは、投資家の意思決定に有用な財務情報を提供することになるものと考えられる。また、本公開草案の提案は、わが国の会計基準と国際財務報告基準との会計基準間差異を削減することにつながるものと考えられる。加えて、適用税率について具体的なガイダンスおよび設例を提供することについても、企業の決算実務を支援することに資するものと考えられることから、本公開草案の提案を支持する。

## 1. 決算日において国会で成立している税法の取扱いの明示について

### 【意見】

本公開草案は、繰延税金資産および繰延税金負債の金額の計算に適用する税率に係る規定に限定して、その取扱いが定められているが、決算日において国会で成立している税法におけるその他の規定に関する取扱いについても、明確にする必要があると考える。

### 【理由】

税率は、繰延税金資産および繰延税金負債の金額の計算に影響を与える重要な要素であるため、適用される税率に重点をおいて具体的な指針を定めることに同意する。しかしながら、税法の規定には、税率を定めるもの以外であっても、繰延税金資産および繰延税金負債の金額に、直接的な影響を及ぼす場合もある（例えば、税務上の欠損金の控除限度額に係る規定）。また、税率に係る規定とその他の規定とは、税法に基づく取扱いにおいて不可分の関係にあることから、適用される税法の税率以外に係る規定についても、本適用指針において明確にする必要があると考える。

以 上